

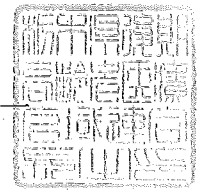


栃木県後期高齢者医療広域連合告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成29年8月7日栃木県知事の許可を受け、栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年栃木県指令市町村第864号）を次のとおり変更したので、同法第291条の4第3項の規定により公表する。

平成29年8月10日

栃木県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 栄



栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年栃木県指令市町村第864号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「別表第2左欄に定める区分に応じ、同表右欄に掲げる人数」を「別表第2に掲げる人数」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

市 町 名	人 数
宇都宮市	3人
足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 小山市 那須塩原市	各2人
日光市 真岡市 大田原市 矢板市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町	各1人

附 則

この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による栃木県知事の許可のあった日から施行する。